

市民の声への回答(H31.3月受付分)

受付	受付区分	種類	担当課	件名	受信内容	回答
				住所・氏名・電話		
3月4日	メール	意見	総務課	お問い合わせメールの回答について -	お問い合わせフォームによる問い合わせをしましたが、回答が届きません。 2月17日に税務課の問い合わせフォームから住民税の申告に関する問い合わせを入力し、送信しましたが、2週間経過しても回答がありません。 時間を要するようであれば、その旨の連絡メールがあってもいいと思います。 また、一般的に、企業の問い合わせフォームから送信すると、受け付けと同時に送信内容を記載した受付メールが自動的に送られてきますが、田村市の場合、受け付けましたの画面だけのため、正しく送信されているのかもわからず、送信した記録もこちらに残らないので、改善した方がよいと思います。	過日、税務課に問い合わせいただいたところ、回答が遅れたことについて改めてお詫ひ申し上げます。 さて、追記いただきました市ホームページの問い合わせフォームについては、発信者が発信記録を確認できるよう、改善に向けて着手しましたので、ご理解願います。
3月5日	メール	意見	こども未来課	子どもの医療費助成について -	18歳以下の子供の医療費について、無料になる郡山市の対象の病院が少なすぎる。病院が少ないうえに、休日にいける病院に限られていて大変不便を感じる。 こんなことならやはり郡山市に住めばよかつたと思わざるを得ない。将来、子供にも同じ子育てをしてもらいたいが、これでは安心して暮らせない。都会に出て行ってほしいと思ってしまう。 世帯収入が少ないので、窓口負担が大変重い。安心して病院にかかれたい。	市では、18歳以下の子どもの医療費を無料としています。 ただし、窓口で自己負担分の支払いを必要とする病院等と、支払いを必要としない病院等があります。窓口で支払った場合は、医療機関から支払いの証明を受けた助成申請書を市に提出していただき、それを受けて自己負担分を指定口座へお支払いする仕組みです。窓口で支払うか支払わないかは、加入保険の種類、医療費の額、受診した医療機関によって異なります。 窓口支払いを必要としない医療機関は、田村市内で病院19、歯科医院16、調剤薬局15、郡山市内で病院36、歯科医院18、調剤薬局31あります。支払いを必要とする医療機関には、市の事業への協力を働き掛けていきます。 詳しくは、こども未来課(0247-82-1000)にお問い合わせいただくか、市のホームページ(http://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/65/hoken-nyuuyouji-iryousei.html)をご覧ください。
3月6日	メール	苦情	財政課 生活環境課	犬のフンの後始末について -	空地(市の所有)に、犬のフンが当たり前のように放置されている。 ここ最近、特に多い。 市でも看板を立てるなど、対応してほしい。	お問い合わせのありました市有地について、現地を確認したところ犬のフンの放置を確認しました。 環境的にも衛生的にも不快な思いをさせてしまい、誠に申し訳ありませんでした。 市では、3月29日に当該市有地に看板を設置し、犬の飼い主へのマナー向上の啓発を努めていますが、さらに、市広報紙などを通して、犬の飼い主のみなさんに対し、散歩時のマナーについて周知を図ります。
3月13日	メール	要望	都市計画課	宅地造成について -	10年ほど前に郡山市から田村市に来て、結婚して子どももできた。 子ども達も小学生になったので、田村市に永住することを決めて土地を探しているが、宅地が少なすぎて家を建てることができない。 どうか宅地の整備を進めてください。 できれば、子ども達が仲良くなった友達と離れさせたくないです。	現在、市が行う新たな宅地造成については具体的な計画はありませんが、昨年に調査した結果によれば、船引東部地区区画整理事業(通称:東部台)で開発された個人が所有する土地において100区画程度の空き地があることが分かっているほか、東部台以外でも民間の開発が見受けられるところです。 市ではホームページ上に「空き家・空き地情報バンク」に売却または賃貸を希望する所有者からの登録情報を掲載していますので、参考にしていただければと思います。 しかしながら、ご質問のとおり、望む地域に宅地を確保することが容易ではないことも十分に理解できる場所ですので、移住・定住を促進し、仲良くなった子どもたちが離れることなく、いつまでも田村市に住み続けたいと思えるような土地利用の在り方、さらには望む宅地の確保がかなうような施策が展開できるよう検討を進めていきます。

市民の声への回答(H31.3月受付分)

受付	受付区分	種類	担当課	件名	受信内容	回答
				住所・氏名・電話		
3月13日	メール	苦情	水道事業所	水道料金の滞納について	<p>3か月滞納しただけで、水道を止めると言う水道局何年も前の誓約書(以前滞納した時のやつ)こちらは一括支払いたしたにも関わらず、誓約書の返還がなかった。 この誓約書を使い理由を説明するのは適切なのでしょうか？ 文章は送っていると言い、確かにきているが、電話は一度もない？ 命の関わる水道(水)なのに、滞納している方が悪いのはわかりますが、もう少し考えてくれないのでは。</p>	<p>水道事業所では、3か月以上水道料金に未納がある方を対象に、催告書・給水停止通知書等を送付し、未納料金の督促を行っています。3か月という基準については、滞納額を増やさない、納入する方の負担にならないようにする、という意図があります。 誓約書については、滞納額、滞納対象年度等の記入がありますので、完納後の誓約書を理由に料金請求はしていません。 給水停止については、命に関わるものだと認識しています。その重要性から、給水停止を執行するまでに原則3回(催告書・給水停止予告書・給水停止通知書)の通知を送付していますが、通知に対して納入・連絡等の無い方についてはやむを得ず給水停止措置を執行しています。 水道料金は市民の皆様へ安全な水を供給するための重要な財源となっています。 そのため、期限内納付者との公平性を図るためにも、期限内の納付にご理解、ご協力をお願いします。</p>
				-		
3月28日	メール	意見	学校教育課	瀬川小学校プールの授業について	<p>今年度より瀬川小学校のプールの授業は、昨年度まで使用していた旧瀬川小学校のプールの老朽化により、ホシノスイミングスクールにて実施されるようになりましたが、先日のPTA総会において学校側より、次年度のプールの授業は市の予算削減のためホシノスイミングスクールでの授業の回数が大幅に削減され、なおかつ一部の授業は美山小学校のプールを借りて行うようになるとの説明がありました。 さらに、夏休みのプールもホシノスイミングスクールを利用して行っていたものが、次年度は全く行わないとの説明でした。 プールの予算が次年度大幅に削減されてしまったのはどうしてでしょうか？ 授業の回数を削ってまでも、使わなければならない予算の使い道は何だったのでしょうか？ 施設の老朽化が進む中で、民間の施設利用に切り替えたことはライフサイクルコストの観点からすると良いことだと思っておりましたが、今年度より子ども達がプールで体を鍛える機会が減ってしまうことが残念でなりません。</p>	<p>ご指摘のとおりプール施設の老朽化と民間施設使用料の増高で、厳しい予算編成になりましたが、プール関連予算については昨年度と同様の予算額を確保しています。 平成30年度は、民間施設を活用する初めての試みであり、改めて経費の見通しがなされた結果、児童個々の使用料が加算されるなど、想定額を大きく上回る料金となりました。 民間施設の5回と美山小学校のプールでの授業により、他校以上のプール授業が確保され、要田小学校も含めた多人数での合同授業を計画することが可能なことから、子どもたちにとって、より楽しく、体力と泳法技能向上につながるものと考えています。 なお、夏季休業中、学校でのプール指導を行うことができない状況にありますことから、市営のプールをご利用いただけますようお願いいたします。 こういった事情を勘案していただき、今後とも教育行政へのご理解とご支援をお願いします。</p>
				-		